

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（目時重雄君） 日程第1、一般質問を行います。

ただいまから、順次質問を許可いたします。

◇ 鹿兒島 巖 君

○議長（目時重雄君） 1番、鹿兒島巖君の登壇を求めます。

なお、鹿兒島議員からは事前に資料の配付を求められており、これを許可しておりますので配付させていただいております。

一般質問をお願いします。

〔1番 鹿兒島 巖君登壇〕

○1番（鹿兒島 巖君） おはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

本定例会では、私は3つの課題について一般質問を行わせていただきます。

まず初めに、国民健康保険税の負担軽減についてであります。

国民皆保険制度のもとで国民健康保険加入者の所得水準が低い実態にあるにもかかわらず、その税負担は他の健康保険に比べて相対的に大きいことについては、これまでも指摘し、その負担軽減について具体的な提案を含めて提言してきたところであります。

例えば、昨年6月の議会においては、4月からの市町村単位から県単位に制度移行がした

が、税の仕組みが抜本的に変わっていない中で負担の構造は変わっていない実態を例示したところであります。

具体的には、30歳代の夫と専業の妻、そして子供2人の世帯で年収400万円と、30代独身世帯の年収180万円の場合の協会けんぽと国保での負担額の比較等を示したところでありますが、当時30歳代の夫と専業主婦の妻、子供2人の世帯で年収400万円の場合は、協会けんぽでは保険料約20万円に対して、その倍の40万円、こういう状況であったことを具体的に示したわけであります。

また、30歳代、独身世帯で年収180万円の場合は、協会けんぽで約8万円に対して、国保では約14万円、2倍に近い、そういう状況であったことを含めて、この具体的な軽減を求めたところであります。

このときの答弁では、具体的な提言に対して研究したいとの答弁をいただいているところでありますが、改めて今議会においても提言をさせていただきたいと思います。均等割、あるいは平等割について、その負担の軽減を図る、こういうことを含めて研究されたのかどうかお伺いをしたいと思います。

次に、これも6月定例議会での一般質問に対する答弁についてでありますけれども、グリーンフィル小坂最終処分場拡張計画にかかわっての遮水シートの安全性に対する私の質問に対して、町長から50年から100年程度の耐候安全性が確認されている。

また、放射線による劣化問題については、担当課長から、これまでの試験結果等で高分子材料の劣化は放射線と酸素の侵入で進むもので、埋め立てされることで酸素の容量は通常の容量より少なくなり、通常の地上での劣化とは異なって劣化が少なくなるとの答弁がなされたところであります。

しかし、これらの答弁は認識に看過できない疑問があります。この点を曖昧にしたままでは町民に対して誤解を与えかねないと考え、改めて具体的に問題を指摘し、答弁を求めたいと考え質問いたします。

1点目は、遮水シートについての答弁についてであります。

答弁は、日本遮水工協会の耐水性評価結果を根拠にしたものと受けとめましたが、同協会が評価基準を制定したのは1998年、平成10年であります。6月16日、当時の総理府、当時の厚生省が共同命令を発し、その公布に従って、その後この制定をしたわけであります。

この命令の背景には、当時の東京都の日の出町などで各地の廃棄物処分場で遮水シートの破損や漏水問題が起こっており、この事態に対していわゆる品質の統一性を保てという意味

を含めた改善命令が出され、その命令に従って協会として評価基準を制定してきたところがあります。そして、今申しましたように、この評価基準の作成により、これまでばらばらであった遮水シートの強度、品質等の標準化がされた、そういう経過がまず前提にあるわけがあります。

しかし、当時、制定当時は放射性物質は想定されておらず、したがって放射性物質への評価基準は想定外であったということでもあります。

もう一点は、グリーンフィル小坂の事業開始は2004年10月でありますので、このグリーンフィル小坂の操業開始時点での遮水シートは確かに評価基準、先ほど言いましたように、1998年に制定をされた評価基準にのっとったものであるということは確認できますけれども、今申しましたように、当時の評価基準には放射性物質は想定されていないという問題点があることについて曖昧にしたままでの答弁ではなかったかという点であります。

2点目は、協会の評価基準は、その後、2007年5月と2010年6月に更新されていることが確認されておりますけれども、この更新でも放射線による劣化は想定されておらず、協会の基準に初めて放射線による劣化を取り上げたのは、2011年の3.11以降、具体的には、2013年8月に制定した自主基準第3版以降であることを確認しているところでもあります。

6月議会での答弁は、この第3版の基準を根拠としているものと思われまけれども、以上の2点から、グリーンフィル小坂の遮水シートの安全性に対する答弁としては不正確ではなかったかと受けとめますけれども、答弁の根拠を明らかにしていただきたいと思います。

そして、3点目は、シートの劣化は放射線と酸素の侵入によるとしているところですが、放射線そのものの劣化、あるいは放射線と酸素以外のものの劣化はないのか、答弁の根拠は何か、お聞かせいただきたいと思います。

以上、これらの質問に対して答弁いただいた上で、改めて関連の質問をさせていただきたいと思います。

次に、第3の課題であります。

第6次総合計画での町民の安心・安全についてであります。

町は、令和3年から10年間に取り組む総合的かつ計画的な行政運営を図るための第6次総合計画を作成するに当たって、策定に当たる基本構想を定め、作業を開始したところであります。

総合計画の策定に当たっては、町民が安心して暮らし続けるまちづくりに向けて、生活環境に対する実態把握を踏まえ、その実態に基づく施策が必要不可欠と考え、6月定例会でも

一般質問の中で触れさせていただきましたが、改めて少し具体的に提案を含めて質問させていただきます。

小坂町は、鉱山とともに歩んできました。鉱山なしには語れない歴史をたどって今日に至っており、今後もそうであろうと考えるところであります。

そこで、今後のまちづくりを目指す場合、こういった歩みをしてきた町がこれからも町民が安心して暮らし続ける町をどうつくっていくかというときに、現在の町はどういった町であるかを具体的に把握することがその土台になければならないと考えるわけであります。

人的、地理的実態、社会資本、産業構造、気候条件、生活環境などの現状把握がなければ、その上に築こうとする計画は砂上の楼閣になってしまうとは言い過ぎではないと思います。

そういった中でも、前段申し上げましたように、町は鉱山とともに歩んできた歴史的蓄積の中で、大気、臭気、水質等々の影響を及ぼすさまざまな需要活動が現在も継続をしております。そして、今後も継続することと思われれます。

このことが現在どういった環境をつくり出しているかについて、新たな計画作成に当たっては、具体的に把握することが不可欠と考えるわけであります。

具体的に申し上げますと、現在のまちづくりは、第6次総合計画の後期基本計画によって取り組まれているのでありますけれども、この計画の中には6本の基本目標の1本に安心を実感をできる町と掲げており、また、ほかの基本目標の中でも環境状況とかかわる課題があります。

例えば、基本目標1「ともに支え合う“元気”なまち」には、生涯を通じて健康で暮らせるまち、目標3には、目標3「個性をみがき“躍動”するまち」には、多くの人が訪れる魅力ある観光のまち、目標4には「“自然”とともに生きるまち」には、自然環境と調和するまち、環境にやさしいまちなどと掲げております。

他の基本構想、基本目標、工業や農業などの地場産業の発展、観光立地についても、その土台に町民の安心・安全がなければ成り立たないし、今後の計画も成り立たないと考えております。

以上の観点から、環境問題は、町の生活環境について総合的な実態把握、調査を具体的にを行うことを提言したいと思います。

計画策定の前段で町全体での環境アセスメントを実施していただきたい。中でも、その中で大気汚染、あるいは水質汚染等の環境への負荷が大きい事業所等への実態調査を含めて取り組む必要があるのではないかと思いますけれども、所見をお聞かせいただき、改めて質問

をさせていただきます。

以上であります。

○議長（目時重雄君） それでは、1番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。
町長。

○町長（細越 満君） おはようございます。

1番、鹿兒島巖議員の一般質問にお答えさせていただきます。

1点目の国保税の負担軽減についてのお尋ねであります。

日本の医療制度は、国民健康保険法による国民皆保険制度のもとにつくられている仕組みで、日本に住む人全員が公的医療保険に加入し、健康保険証を交付され、日本中どの医療機関でも少ない負担額で受診や治療を受けることができる制度であります。

この健康保険には、国民健康保険と社会保険の2種類がありますが、大きな違いは保険の運営主体が異なること、また、加入資格や保険料の算定方法に違いがあります。

社会保険の加入資格は、企業に属している会社員で一定の条件を満たす場合で、その配偶者や扶養家族も社会保険が適用されます。国民健康保険の加入資格は、自営業や企業や団体に属していない社会保険が適用できない人となります。

社会保険の保険料は、毎年4、5、6月の収入が算定の基準となり、その被保険者のみの収入に応じて保険料が算定され、扶養人数によって算定額が変わることはなく、さらに企業が半額負担してくれます。一方、国民健康保険の保険料は、前年度の所得と世帯の加入人数によって算定されますので、加入人数によって保険料が変わってきます。

したがって、保険制度の違いから一般的には社会保険のほうが算定された保険料の自己負担額が少なくなることがあるかと思います。

しかし、国民健康保険では、低所得者への軽減措置として7割、5割、2割の均等割等の軽減制度がありますので、一定条件のもと国民健康保険の自己負担額の軽減が図られていることも理解いただきたいと思います。

なお、今年度は小坂町の国民健康保険に加入されている世帯の74%の世帯が、この保険税の軽減制度が適用され、負担の軽減が図られております。

国民皆保険制度のもとで、制度の違いによる国民負担をどのように考えていくかという大きなテーマだと思いますので、町独自ではなく、町村会等を通じて国の健康保険制度の運用の課題について要望してまいりたいと考えております。

2点目の6月定例議会一般質問の答弁、遮水シートの安全性に関するお尋ねであります。

3つの視点から放射線の遮水シートへの影響を危惧されてのお尋ねと思います。内容が関連することから、あわせて答弁させていただきます。

グリーンフィル小坂で使用されている遮水シートについては、会社に確認したところ、基準値は震災前と震災後で変わっていないこと、そして、放射線は遮蔽物で遮ると減衰することから、当該する廃棄物を50cmの基盤と10cmの覆土で周囲を覆っており、また、のり面部については、あらかじめシート保護としての産業廃棄物を50cm以上敷設しており、放射線廃棄物の遮水シートへの影響については、減衰され放射線量がバックグラウンドレベルまで低減されていること、底辺部の遮水シートについては、浸出水の濃度が10Bq/L以下レベルであることから、放射線量として影響を及ぼすレベルにはないと判断できる旨、報告いただいております。

グリーンフィル小坂では、底辺部、松戸市由来等廃棄物周囲、のり面部に係る遮水シートには、それぞれ土壌や廃棄物による遮蔽物が施工されていることから、放射線量が遮水シート到達時点で空間バックグラウンドレベル以下まで減衰され、大きな影響を及ぼすことはないと判断されているということでもあります。

なお、6月議会で遮水シートの劣化についてお尋ねでありますので、遮水シートの高分子材料が放射線によって劣化が進むメカニズムの例として、日本遮水工協会の資料を紹介させていただきましたが、これは福島原発事故のような大きな放射線が直接高分子材料に当たった際に劣化が起こることを例として取り上げましたものであります。

しかし、グリーンフィル小坂では、前段お話ししましたように、松戸市由来廃棄物と遮水シートの間には土壌や廃棄物の遮蔽物が施工されておりますので、これにより放射線量が空間バックグラウンドレベル以下まで減衰され、遮水シートに大きな影響を及ぼすことはないと判断されるということでございます。

繰り返しとなりますが、グリーンフィル小坂では、放射線量の減衰効果により、これまで事故なく事業が継続されていますし、県、町、事業者とも定期的に空間放射線量の測定や処理水及び河川水の放射性物質濃度測定を実施し、分析結果をホームページで公開するなど、今後も情報公開に努めてまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

3点目の第6次総合計画での町民の安全・安心について、中でも大気汚染や水質汚染など生活環境への負荷が大きい事業所等の実態把握に関するお尋ねについてお答えいたします。

町では、平成14年に環境負荷を減らし、豊かな郷土を築くとともに、地球環境の保全に資するために小坂町環境基本条例を制定し、翌年の平成15年に環境の保全等と持続可能な循環

型社会の構築を目指し、小坂町環境基本計画を策定し、平成25年に新たに環境に対応した第2次小坂町環境基本計画を策定しております。

小坂町環境基本条例では、事業者の責務として公害を防止し、また、環境を適正に保全するため、その責務において必要な措置を講ずる責務を有するとしており、大気汚染や水質汚染など、環境に関係して事業所と公害防止や環境保全に関する協定を締結しております。

これにより、町では定期的に事業所から各測定結果の報告を受け、異常がないことを確認しております。

今後とも事業活動による生活環境への負荷が大きいと思われる事例が発生した際には、実態把握と必要な指導等により、町民が健康で安心して暮らせるよう良好な生活環境の確保に努めてまいります。

以上、1番、鹿兒島巖議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 1番議員。

○1番（鹿兒島 巖君） ありがとうございます。

それでは、改めて質問をさせていただきます。

まず、国保税の軽減負担についてでありますけれども、質問に入ります前に、関連資料につきまして、議長から配付の許可をいただき配付をさせていただいておりますので、これを参考にござんいただきながらお聞きいただきたいと思います。

まず、資料の中で1点誤りがございましたので、訂正を、すみません、お願いをいたします。下の表の平成29年度のところの上から、後期高齢者支援金部分の均等割の単価が6万7,000円という表記になっておりますが、これは最初の6は誤りでございます。7,000円という形で訂正をお願いをしたいと思います。

それを訂正をお願いをいたしまして、質問をさせていただきます。

まず、この資料の平成27年度から平成30年度の間の加入世帯数、加入者層含めた税に関する推移をあらわしたものでありますが、世帯数、加入者とも年々減少傾向にあることが数字的にわかります。

税の年度末調定額は、平成28年度に所得割の引き上げが行われたことで、加入世帯、加入者が減少しているにもかかわらず、前年度に比べて約2,300万円ほどの増額になっているという数字がこれでわかります。平成29年度、平成30年度と漸減しておりますし、また、その間の平均世帯保険税は表のと通りの推移になっているということを上の表ではあらわして

いるわけであります。

年金加入など、収入の少ない世帯が大半を占めると言われている国保加入世帯の平均世帯保険税が、平成30年度で12万5,692円という数字になっております。

そこで、次の下の表でありますけれども、試算例では、妻と子供2人の世帯で給与収入年間300万円、というところを例で各試算を行わせていただきました。この数字につきましては、担当課に資料の提供をお願いをして算出をした数字であります。

年間収入300万円といいますと月収にして20万円そこそこの収入になりますけれども、そこで保険税の負担が年間34万5,400円、年収の1割を超える保険税、こういう実態になっていると、負担の重さが理解していただけたと思います。

先ほどの答弁、町長は国保の仕組みの中ではやむを得ないということが基本にあったと思いますけれども、それでいいのかどうなのかということを本当に今考える必要があるのではないかと。

前段申し上げましたように、同程度の世帯で他の健保であれば、例えば、協会けんぽなら20万円程度、あるいは共済だったら15万円程度の負担で済んでいるわけであります。

以上のことから、何としてもやはり制度の矛盾はあるのかもしれないけれども、その中でもやりくりをして負担の軽減を図るという努力は、それぞれの自治体で行ってしかるべきだと。実際に今、こういう中で幾つかの自治体でも負担の軽減のために、町長が言うように国に対して制度改善をしろだけではなくて、自分のところでできる工夫をしているところが出てきております。

その手法なのですけれども、例えば所得割率の引き下げ、あるいは均等割の引き下げ、平等割の引き下げ、当町は、資産割は5年くらい前ですか、なくしましたけれども、そういう資産割の廃止、これも一つの手法であったわけであります。

中でも、他の健保ではない均等割、これはいわゆる人頭税ですよね、家族の人数、頭に対して収入があろうがなかろうが、その対象者が収入がなかろうが、あるいは子供でも乳幼児でもとにかく1人分として均等割がかかってくるという制度、これはやはり大きな矛盾もあるし、負担軽減を図る上では一つの対象として考えるべきではないかと。

少なくとも、18歳以下での者は免税する、あるいは軽減するという対策が必要だ。しかも、この財政的にもこの程度のものである、例えば18歳以下の均等割をなくするということについては、財政的な負担についても大きなものではないのではないかとというふうに考えるところであります。

そこでお尋ねしますけれども、国保加入者で18歳未満の加入者数は現在、どのぐらいになっておりますか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） お答えします。

現在、18歳未満の加入者は51人となっております。

○議長（目時重雄君） 1 番議員。

○1 番（鹿兒島 巖君） 51名、均等割が先ほどの表でわかるように、2 万1,000円でありま
すよね。2 万1,000円掛ける51人、100万円でしょう。

計算すればわかるように大した額ではないわけであります。

そこで具体的に申しますと、資料の下段に平成27年から平成30年度までの不用額と歳入
歳出差引額の状況を示しました。この繰越金の一部を他用すれば可能な数字、これを支出し
たことによって国保財政が大きく不安になるというような状況ではないというふうに思う点
が一点。

もう一点、今、全国でいろんな今言ったような形でやっているところがある。その財源の
問題についても、例えば子供の被保険者分として交付される特調、特別調整分、特調がある
わけでしょう、国からの交付金、これがあるはずです。

この特調、全国でいえば町村分として約100億円の交付がされているわけです、国の予算
からすれば、これが各市町村に分配されていると。こういった特調の活用等も現実になが
ら、子供の均等割をなくする、あるいは減額すると、そういった工夫をしているところも最
近出てきております。

最近の情報では、仙台市などは住民運動がありましたので、そのことを含めて、背景とな
って国保税の子供の均等割を減免するということを最近制度化をいたしました。こういった
工夫ができるのではないかというふうに考えます。

ぜひ、先ほどの答弁にあったように、町村会を通じて国に働きかけるという上向きの方向
ではなくて、町民に向かって、町としてできる努力をぜひお願いをしたい。

先ほど言いましたように、工夫の仕方によっては、均等割の問題、あるいは各所得割の税
率の再見直し等々も来年に向けてまた国保の取り組みが始まっておりまして、この中で、国、
そしてまた県がどういう形にこの国保についての方向転換をするかという問題もありますけ
れども、町としてできる最大限の工夫をぜひお願いをしたいというふうに思います。ぜひ改
めて答弁をお願いいたします。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） ご存じのように、昨年度から国民健康保険が都道府県単位での運用となっております。

小坂町におきましては、県にこの新しい制度のもとに納入しております事業費納付金、こちらのほうが、被保険者が減少にもかかわらず増加となっておりますし、また1人当たりの医療費、こちらのほうにつきましても、現在、増加傾向にあるというデータが出ております。

税率の見直し、議員のおっしゃる税率の見直し等につきましては、今後のこの新しい制度のもとで町が県のほうに負担する額等を踏まえところの運用状況、もう少し見た上で、その中の上でどういうふうな運用の見直しができるかということについては考えていきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 1 番議員。

○1 番（鹿兒島 巖君） 担当課長の答弁としては、非常に慎重な答弁をされております。事務方としては、そういった点について、しっかり踏まえなきゃならないという考えはあると思います。

しかし、為政者として町長は、そういう実態を含めてやらなければならない、やる、やれる可能性があるという点はやっぱり考えていかなきゃいけないだろうと。町民の実態を踏まえて、現行制度の中で最大限の努力をする、その方向に向け、担当課との事務的な数字の検討を含めて必要でありますけれども、ぜひその点は諦めずに取り組んでいただきたいと思います。すが、その取り組み方について町長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今、担当の課長から話がありました。それについて、まず自分としても町民が少しでも保険料の軽減になるよう極力努めてまいりたいと思います。

○議長（目時重雄君） 1 番。

○1 番（鹿兒島 巖君） ぜひ、町長はそういう意味では、みずからの方向として町民目線ということのをこれまでも言ってこられました。その視点でぜひこの難関でありますけれども、突破をお願いをしたいということをお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

次に、遮水シートの問題であります。

問題はグリーンフィルの遮水シートは放射性物質を想定した基準になっているものではないのかということが基本に、私の質問の基本にはあるわけであります。

先ほど答弁いただいたのは、この基準等の問題について会社に確認をして答弁をされたと

いうことであります。遮水シートはその放射性問題については、小坂に敷かれたものについて変更はないし、その内容についても更新後も変わっていないという、そういうお話でありました。

そこで、これは日本遮水工協会の実施基準のいわゆる3版の方針内容は手元にありまして、この遮水シートの耐久性について、まずこういうふうに言っております。遮水協会は「廃棄物処分場に敷設される遮水シートの耐用年数は、一般的な供用期間15年に加え、放射物が安定するまでの期間が必要とされる」と考えているということを前提にしてつくっていますよね。

一般の廃棄物処分場も15年、20年がまず第1回目の使用期間として設計をされて、大体20年くらいで一遍埋めて安定させますよね。現にグリーンフィルでまず20年くらいで一遍とにかく安定させるという意味で20年計画つくったわけでしょう。今回、それに拡張計画とありますけれども、そうしますと、大体その遮水シートの耐用年数というのは、まず埋め立てる間の15年なり、20年にさらにそれが安定する期間、埋め立てたものが、廃棄物が安定する期間として20年なり、30年考えているはずなのです。全体で50年ぐらいの耐用性を持っているということで設計されているのが基本です。

ところが、放射線というのは、特に137等については半減期が30年とか何十年と言われていたわけだから、その耐用年数を超える影響を及ぼす物質だということですね。まずそれを頭に入れておいていただきたいという点が第1点。

それから、またもう一つこういうことを言っています。「放射性廃棄物の保管場所、仮置き場等に用いられる遮水材、施工等の基準は、ガイドライン除染工事共通仕様書に記載されているが、同資料をもとに日本遮水工協会として自主基準を設定し、安定をさらに確保するものとする」と、「今後新しい事象が出てきた時点で改廃を進めていく」。実験段階なのです、言ってみれば、今の基準というのはね。

というには、3.11以前は放射性廃棄物に対する対応については想定外であったわけですから、3.11が起こって、それに対応するいろんな実験してきて、今こういう時点に来ているけれども、まだこれからいろんな事象が出てきた場合に対応していくための改善が必要だと言っているわけですよ。そういう基準です。

改めて、さらに、こう言っています。放射性廃棄物の現場管理、仮置き場に用いられる遮水材、設置等の基準、さっき言ったそのガイドライン、除染工事に対する仕様書等に記載している基準は記載されているけれども、同資料をもとに日本遮水工協会として、自主基準を

設定し、安全をさらに確保するものとするけれども、今後の新しい事象は出てきた時点で改廃を進めていく、まさに進行形ですよ。安全性についての。

こういう状況にあるということを会社側、こういったものをやっぱり見ているんだと思います。その上で会社としては安全だというふうに言っているのかもしれないけれども、いかにも町の答弁は会社の答弁そっくりだと。町として、しっかりとそういう考え方はいいのかどうかということを検証をされていない。

遮水協会はこう言っている、あるいは会社はこう言っているけれども、本当にそれで正しいのか、それが本当にいいのかということについての検証姿勢が見えない。会社がこう言っているから安全だという答弁では納得しかねる。その納得しかねるところをやはり客観的に、あるいは科学的に証明するような、そういう何ていいますか、根拠の検索を町としてしっかりやるべきだろうというふうに思います。この点についてはいかがですか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） お答えします。

放射線量まで、一般的には私どものほうでは空間放射線量、こちらのほうが数値として測定しているものでございますけれども、町長答弁にもありましたように、松戸市由来の廃棄物の上及び周辺等につきましては、ほかの土壌や廃棄物等できちんとその部分を遮蔽しているという部分、そういう施工がこれまでもされてきておりますし、実際のその問題とされていまして廃棄物の下のほう、下部のほうですけれども、20m以上それまで埋め立てされていることが、そういう環境にあります。

したがって、今現在、関係、何カ所か定期的に測定している箇所におきましても、その値につきましては、俗に言うバックグラウンドレベル以下の数値として、今まで測定されてきております。

現時点では、そういう測定、幾つかの測定箇所において、基準レベルまできちんとなっているという現状を踏まえたと、現時点ではこれが最良のものではないかというふうに考えております。

○議長（目時重雄君） 1 番議員。

○1 番（鹿兒島 巖君） ですから、こういう特に安全性の問題については、その安全性が保障できる客観的資料の提示が不十分だということだと思います。

ある意味では、放射性物質に対する対応というのは、まだまだ未熟な状況になってきている。福島原発のあの廃炉の問題一つとったってそうでしょう。やれると言っているけれども、

やれないのだよ、現実的に。

そういう中で処理がおくれている。高濃度、低濃度、それはあるかもしれないけれども、低濃度のものにしたら、その遮水シートの安全性について誰も確信、確証していない、実験していない、今、実証段階にしかすぎないという状況だということです。こういう状況は認識としてあるんですか。もう完全にこれは立証済みだというふうに言い切れるんですか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○1番（鹿兒島 巖君） 町長、町長に聞きますよ。

町長自身はそういうふうに思いますか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今の段階では、これで終わったというわけではないので、今後まだ続いていくと思われますので、今後もその辺については十分に注意しながら対応していかなければならないものと思っています。

○議長（目時重雄君） 1番議員。

○1番（鹿兒島 巖君） そういう意味じゃ、まだ実証段階ということの中で、これはある意味じゃ、今完全にどこで証明できるかというところはないのかもしれない。

ただしかし、今の最大のできることで、できるだけやっぱり最善の対策というものが求められるわけです。そのためには、あらゆる、何ていいますか、手段といいますか、方法を通じながら、安全に対するその客観的な資料をそろえる努力をしていただきたい。

その努力の中で、今時点でこういう状況になっている、さらに安全だと確認できるというような情報発信をしていただきたい。

6月の議会での答弁のような答弁では、これは納得しかねると、町民に不安を、逆言えば不安を残す……安心、安心だと言いながら、実態にその安心性というものが保障できるのか言った場合については、大きな不安があるということは実態だと思いますので、そういう点では、町としての安心・安全に対する資料の収集、情報の発信については、最大限の注意と正確性を保っていただきたいということをお願いをして、この問題についてさらに今後の取り組みを注視しながら、継続的な課題として取り上げていきたいということを申し上げて終わっておきたいと思います。

これは最後の第6次総合計画での提言とかかわるわけでありますけれども、安心・安全にかかわる事象では大別して自然現象と人工現象、人間の営みの中で作り出されてきた事象ということがあります。

自然現象に対しては、例えばハザードマップによる対策がありますし、マップ作成に当たっては綿密な実態調査が不可欠であります。現在できておりますハザードマップは、最近のさまざまな状況についての反映がなされたマップとして作成されているというふうに受けとめているわけであります。

しかし、人工現象、特に人工的につくり出された環境状況については、そういった状況は十分ではないのではないか。さきに申しましたように、総合計画はこれからのまちづくりをどうつくっていくかという課題でありますから、その計画の出発点、土台となる町がどういった状況なのか把握しなければならないと思うわけであります。

この点について、特にこの環境、いわゆる人工的につくられた環境状況についての状況把握ということが不十分というふうに受けとめております。

例えば、町は観光立町だとか、安心・安全のまちづくりというふうに言っているけれども、実際にこの町の今のそういった状況を見ると、例えば、これは冬場だけに多いわけですが、小坂製錬の煙突から白い煙、蒸気だと言っていますが、夏になれば消えるから蒸気なのかもしれないけれども、蒸気が上がっているああいう環境が町の中心部に見える。例えば観光客が来て、あの煙は何だというふうに思われると。

あるいは、この庁舎でもありますけれども、季節によって、風向きによってアンモニア臭がする。このにおいは何なのか。こういう町の人は、あれはいわゆる養豚場のにおいじゃないかとか、いろんなことを言われている。そういうにおいの問題でも要素があって、そういった町の環境状況が、これからのまちづくりにどうやっぱり影響するのかということはやっぱりかわりがあるのではないかというふうに思うわけであります。

一つ具体的なお話をさせていただきますけれども、最近、小坂川の堆積物に対する重金属類の含有について興味深い資料を入手いたしました。

これはある大学の研究室が研究のために採取、分析した結果ということでもありますけれども、その分析の中で重金属類、微量元素、約31種類あったということです。銅、亜鉛、鉛、マグネシウム、カリウム、モリブデン、カドミウム、スズ、バリウム、バナジウム、マンガン、ビスマス、ヒ素等々の重金属類等々が検出されたという調査資料を入手をいたしました。

中でも、モリブデン、カドミウム、スズ、バリウム、マンガン、この濃度が自然界にある状況からして相当やっぱり濃い濃度で出ているという資料であります。

この資料は、コピーでありましたので、出所、内容などが不明な点もありました。しかし、いずれにしても町の歴史と現在の状況の断片をあらわす資料だろうというふうに私は受けと

めました。

こういった大気中の臭気の問題、あるいは浮遊しておりますさまざまな微量物質の問題、あるいは水質、水の中に沈殿しているこういった重金属等の問題、こういう状況がこの町の中にはやっぱり色濃くあるという現実、これは避けて通れない問題として、こういうところに町があるということをしっかり現実把握をする必要があると、その上にこういったものに対してどうまちづくりを進めていくのかという政策を含めた総合計画がなければならないだろうというふうに考えますけれども、町長、どのように考えますでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 本当に私も認識不足で、今議員のほうから話ししていただきましたので、また改めてまた私のほうも、それについては十分認識をしながらまちづくりに取り組んでいかなければならないものと思っておりますので、今後ともまたご指導やらそういうことについてご提言いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（目時重雄君） 1 番議員。

○1 番（鹿兒島 巖君） 総合計画作成に当たって、現在の町の状況はどうかということを、今、私が提案をしましたような環境条件について全体、状況把握をするための取り組みをひとつ行って、その数値等を踏まえた上で、例えば問題あるものについては、今後まちづくり計画の中でどうしていくのかという政策が当然出てくるわけであります。そういうまちづくり計画にしていきたい。

具体的には、町全体の環境状況についての総合調査についての取り組みをぜひお願いをしたいということを最後に申し上げて、質問を終わりたいと思います。

以上であります。

○議長（目時重雄君） これをもって1 番、鹿兒島巖君の一般質問を終結いたします。

◇ 成 田 直 人 君

○議長（目時重雄君） 次に、8 番、成田直人君の登壇を求めます。

8 番。

〔8 番 成田直人君登壇〕

○8 番（成田直人君） 8 番、成田、議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまよ

り一般質問を始めたいと思います。

今回、発言通告させていただいた内容については2点であります。

1点目は、タブレット端末活用によるICT化への推進について、また、2点目としては、小坂町消防団の組織拡充について質問をさせていただきます。

まず、今申し上げた1点目のタブレットの活用ということであります。

以前には、IT化ということで、インフォメーションテクノロジーという形でこういう技術は進んでおりまして、昨今ではこれがICT化ということで、このITの間にコミュニケーションが入ることから、いろいろと環境が大きく今変わってきているなという点が否めないと思っています。

今回、質問させていただく議会のペーパーレス会議ということについては、本年の8月に入って1日の日でありましたが、当町議会は秋田市の議会にお邪魔をさせていただいて、現在行っている市議会でのタブレット端末の状況がどうなのかといったことを具体的に調査をさせていただいたところであります。

まず、それを言う前に、秋田県では、じゃどうなのかということで、この秋田市のほかに横手市、湯沢市、五城目町、八峰町、大潟村、この6つが現在タブレット端末を使用したペーパーレス会議を行っているということであります。

そのほかに現在、導入予定を目指しているのが仙北市、さらに導入に向け検討中というのが大館市と美郷町となっており、現在まだ検討段階にあるというのがにかほ市とそれから鹿角市ということですが、これらを合計すると25市町村のうち11町村が前向きにペーパーレス会議を考えている、タブレット端末の導入を図っていきたいという状況にあるということであります。

私自身も先ほど申し上げた秋田市の市議会で説明を受ける中、どういう形で使っているのか、その使い勝手がいいのかどうかという点で、具体的に皆さん出席された議員の方々、タブレットを使用して、講師の先生のとおりやっていくわけですが、少しやればもうすぐなれるような状態ではありました。

1年間に与えられる議会の資料、全てをそのタブレット端末の中に入れるということから、こんな膨大な資料を持ち歩かなくても1年分もしくは過去3年分、5年分の資料を1枚の薄いタブレットで持ち歩くことができるという点では、非常に議会にとっても、また執行部にとっても非常に有効な手段だなということを感じたわけであります。

よって、今回、これらについて、まずは町長のご所見をお聞きしたいというものです。

その１点目としては、今申し上げたとおり、ＩＣＴ化に対して、町長の現在のご所見というものの、これをお聞きしたいということです。

それから、２点目であります、高齢化比率が高まっている中でコミュニケーションを図る上では、この後期高齢者世帯へのタブレット端末配付されている市町村もあります。

あとでまたご紹介はしますが、こういったことからすると、非常に町側、例えば保健師さんと高齢者との間で実際に何kmも移動しなくても、その場でその相手方の状況がよく手にとってわかるという、そういう使い方もしている市町村もありますので、そういった考え方で町も将来人口減少の中、高齢者が高まっていく中で、そういった手だても必要ではないのかという点で今回質問をさせていただきます。

それから、２点目であります、小坂町消防団の組織拡充についてということで、いろいろと消防団の団員数も相当以前から見ると数が少なくなっている。そうした中で、やはり地元の皆さんの生命、貴重な生命と家財、そういった火災をなくするような、そういう手だてをしている中で、やはり消防団員の数というのは非常に大切なことだとそういう思いがありましたので、あえて３点について質問をさせていただくものであります。

１点目は、消防団の新入団員確保や活動の広報など、どのような行い方をしているのかという点、それから２点目は、団員活動に対する報酬や出場手当の現状と見直しといったものを考えておられるのかどうかという点、３点目は、今後魅力ある消防団活動に対する支援について何かお考えはあるのかどうか、その辺について町長からご答弁をいただきたいと思います。

答弁をいただいた後、また再質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（目時重雄君） それでは、８番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） ８番、成田直人議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、タブレット端末活用によるＩＣＴ化の推進についてのお尋ねであります。

１点目のタブレット端末導入によるＩＣＴ化についてであります、国では、平成22年に地方公共団体の職場における能率向上に関する研究会を立ち上げ、平成24年３月に報告書を取りまとめております。

この中では、地方公務員の望ましいワークスタイルとして、ＩＣＴの導入やペーパーレス化の推進についても提言されております。

また、全国の地方公共団体の中でも、行財政改革推進の一つとして、タブレット端末導入

によるICT化を進めている自治体もあると伺っております。県内の市町村での導入実績については、数市町と把握しておりますが、導入に向けては、導入維持コスト、職員のスキルなどの向上など、課題も多いようでございます。

将来、導入については検討しなければならないものと考えておりますが、現時点では、導入の意向はありません。

2点目の後期高齢世帯への配付についてであります。

高齢者等への見守り活動としては、現在、民生委員、児童委員、保健協力員などによる高齢者世帯への訪問やふれあい安心電話などの活用を図っております。

この活動の一つとして、タブレット端末機の配付については、3年前に湯沢市の一部の地域で対象を実証実験を行っておりますが、タブレットに触れるのが初めての方が大半で使用率が低かったことから導入に至っていないと伺っております。

安否確認や各種情報の提供を図る上でも貴重なツールの一つであるとは思いますが、現時点での配付は考えておりません。

次に、小坂町消防団の組織拡充についてのお尋ねでございます。

1点目の消防団の新入団員確保や活動の広報などはどのように行われているのかについてでございますが、新入団員確保については、団本部では女性団員による女性団員の勧誘を行っております。各分団所属となる男性団員は、分団や班ごとの勧誘となっており、各家庭を訪問しての声かけ運動を行っております。

活動の広報については、町広報に時期ごとの活動報告を掲載し、出初め式については事前の記事掲載も行っております。また、町消防操法大会では、小坂高校の写真部から大会広報として活動をしてもらい、入団可能年齢直前の若者に対する促進活動の一環となっております。

2点目の団員活動に対する団員報酬、出場手当の現状と見直しについてでございますが、団員報酬及び出動手当は、小坂町消防団員の給与及び費用弁償等に関する条例で定められておりますとおり、年報酬が、団長6万円、副団長4万8,200円、分団長3万2,200円、副分団長2万8,500円、班長1万8,300円、副班長1万7,700円、団員1万7,200円となっております。

また、出場手当は、災害時に1回2,500円、訓練等は1回2,000円となっております。

なお、見直しについては、現在、消防団幹部会が協議中でございます。

3点目の今後、魅力ある消防団活動に対する支援についての所見のお尋ねでございますが、

団本部では、装備や資機材の充実、更新を検討しております。

最近では、ポンプ車の更新を実施しており、昨年度は濁川班のポンプ車を更新いたしました。今後残る２台のポンプ車も順次更新してまいります。また、やぐら型乾燥塔からポール式乾燥塔への更新も各班からの要望に応じて、順次実施してまいりたいと考えております。

以上、８番、成田直人議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　８番議員。

○８番（成田直人君）　それでは、再質問をさせていただきます。

最近、テレビでよく出るのは５Ｇという言葉であります。ドコモやau、それからソフトバンク等ですか、今までの４Ｇから５Ｇに変わるということで、現在運用されている国がアメリカと韓国だそうです。

４Ｇと５Ｇがどう違うかというと、私の知っている範囲でもし言うのであれば、例えば２時間の映画をパソコンやタブレットにダウンロードする際、４Ｇだと１５分から２０分ぐらい時間がかかります。これが５Ｇになるとわずか３秒、まばたきする段階でもうダウンロードができる。それだけ情報が早く、大幅な処理ができるという内容に変わってくる。これをどう有効利用するか、それがそれこそテクノロジー、技術革新、これが求められると思っています。

それをまた民間の会社でやり、また我々地方公共団体の人間として、どう町民とかかわり合いを持つかというのは、やはりこれからの必須要素であると思うので、今の先ほどの町長の答弁では全く考えはないようですけれども、これらについては十分に動向を注意しながら、どうすれば町民に対して活用できるかという点では大変大事な点だと思いますが、これを踏まえて町長、もう一度考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（目時重雄君）　町長。

○町長（細越　満君）　まず、今、現時点では考えておりませんが、今後については検討してまいりたいと思います。

○議長（目時重雄君）　８番議員。

○８番（成田直人君）　検討という言葉ですから、いろいろと議会との約束もありますので、後でまたこれらは確認はしていきたいと。

そうした中で、今年度、１週間ほど前の新聞ですか、義務教育課程にある小学生、そして中学生に対してタブレット端末による授業を行っていると。小さい段階から触れることによ

って、先ほどスキルの問題を町長言われました。やはり我々が初めてさわる場合、なかなか使いこなせないという問題がそこにある。それがスキルがうまくできていないという点を言ったと思うのですが、それが小学校、中学校の段階で今からさわることによって、もちろん勉強、学習についてもそうでしょうけれども、今後のそのＩＣＴ化というものの自体も子供たちは常に今からもう勉強ができる。

ですから、多分、今の子供たちが成人になり、社会に足を踏み出した段階では、それはもう当たり前の世界になっているということに私はなっていくと思います。

ですから、町もその分、それをしっかりと考えながら、町としての情報の整理をやっていくということ、これは必要なのではないかなと思います。

あと、先ほどちょっと触れましたけれども、秋田市議会の場合は、議会の議員のみならず管理職も皆同じようにタブレット、同じ内容のものがすぐその場でいつの資料をその段階で出せるという、先ほど言ったとおり、これだけの資料をたったこれだけの中で見られるというのは非常に有効性が高いという、そういう感覚であります。

ですから、もう一度皆さんのほうでも、そのことについて、実際の運用がどうであるのかをしっかりと把握していただいて、できるだけ早いそういうＩＣ化に向けたペーパーレス会議できるような形をとるべきだと思います。

あのとき行った、ある程度我々議会の議員の中でも初めてさわる人もいましたから、全くさわれない人はさわれないんです。ですから、市の職員がそばにいて、こうしなくちゃいけないとかという手ほどきはしていますけれども、それらはさわればさわるだけすぐなれていきますから、そういうものだということをぜひ理解していただければいいのではないかなと思いますので、ひとつ早目にいいお考えを我々にお知らせいただければありがたいと思います。

先ほどちょっとご紹介をしたいという話をしましたが、今から４年前の段階で焼津市役所というのは、これは全職員にＰＣのほかにタブレットも配付して、今言ったような全ての資料を一つにまとめた形でタブレットでいつでも運用できるとか、それから神奈川県の下田市でもペーパーレスで行いたいということで、これは２０１３年から行われております。

そのほかにも、立川市議会でも議会に全てタブレット端末を配付しながら、全くのペーパーレスで現在運用がされているということでもありますので、そういう社会にもうなっているんだということを改めてお話をさせていただきたいと思います。

それから、先ほどもお話がありました平成２３年、２０１１年の東日本大震災で東北地方は非

常な災害を被ったわけでありますが、福島県の浪江町では現在7,000人以上の方々、町民の方々にタブレットを配付しながら、常に安否確認をしているといった点もあります。

そういったことで町が行うべき全ての重大かつ、重大な案件をすぐに瞬時に皆さんにお知らせできるという点では、非常に有効な手段ではないかなと思っています。

我々も町の携帯、皆さんの町からの情報で携帯電話にその情報は入りますけれども、それをもっと具体的に詳細に行われると、場合によっては動画をそれに入れながら、今こういう現状なのでどういう形でどうしなくちゃいけませんよという、そういうインフォメーションができるということになりますので、そういったものもぜひ取り組みの中としてやっていく必要があるのではないかなと私自身は思っております。ですので、ぜひその辺についてもお考えを持っていただきたいと思います。

また、先ほど湯沢市の関係で、民生委員とか児童委員の関係でタブレットを配付したけれども、なかなか活用されておらないために、それがスキルがないためにその運用は見合わせているというご発言がありましたが、同じように佐賀県でも行っておるようです。

地域福祉が抱える課題解決に向かって、非常にそのタブレットを活用しながら運用されているということで、湯沢市とはまた違う前向きな形で行っている点もありますので、ぜひそれらも参考にいただければありがたいと思います。

以上、まずこの点については、今後の検討課題ということでもありますので、タブレット導入について、ぜひ、町からは今申し上げたことをしっかりと念頭に置きながら予算立てをできるような形でお示しいただきたいと思います。

続いて、消防団の関係についてお話をさせていただきたいと思います。

答弁の内容、先ほどお伺いしました。

そうした中で、ちょっと気になっている点とすれば、最も感じているのは消防団員の数についてであります。

町のほうからもいろいろと資料をいただいて、事務局長にお世話になりましたが、それらについてちょっと触れたいと思います。

昭和40年、今から50年以上前の話ですが、当時人口は1万5,280人、団員数は205名、それから10年後の昭和50年、町長とか私も昭和50年代、消防団員になりましたけれども、当時1万1,878人の人口に対して、先ほどと同じく団員数は205名ということです。

それからさらに10年後の昭和60年、人口は9,728人、団員数は217人ということで多少ふえました。ところが平成7年に入った、その10年後ですが、7,703人の人口に対して145人

まで団員数が減ったということで、ところが、それからまた10年後の平成17年、人口は6,824人なのですけれども、団員数は190名まで回復したという傾向にあります。

そして、問題はその後なのですね。平成17年から平成27年に入って、人口が5,592人、団員数が158名、かなり一気に減りました。そして本年度は、人口5,070人からスタートして、現在団員数は132名ということであります。

この132名がいいのかどうか、その関係を我々はどう見るべきかという点もありますけれども、やはり若い消防団員が入る、そういう方向を町もまた地域もやっていかなくちゃいけないのではないかなと思います。

先ほどの答弁の中で、小坂高校の子供たちが、生徒たちが写真を撮って、それを新聞のようなニュースとして同じ高校生に配ったというお話があります。こういう事例はほかにもあるようです。

学校の先生にもインターンシップのようにして、高校生に対して他の地元消防団に多少体験入団させると。将来自分が高校を卒業して地元に残った場合、また仮にほかに県外に就職してもまた戻ってくる場合、その消防団との結びつきを持っておくことによって、その子たちは入る可能性が高いのではないかと、そういう形でやっている市町村もあるようです。

特に、糸魚川市で大火災がありました。火災の向きの関係で相当の数の延焼が起こったという火災でありますから、新潟はその点で消防団員の確保に対しては、非常に前向きに行っている例があります。

そういった中に、最も私が感じたことは、山梨県に南アルプス市というところがあるんですが、そちらでは商工会が団員になった人たちに対して5%オフをやって、安く買い物ができるよとか、商工会と消防団、そしてもしかすれば市もそれに加担しているかもしれませんが、オフサービスする分のお金をもしかすれば、町や市が多少面倒みている可能性もあるかななどとインターネットの中を見てそう感じたわけですが、そういった点もあるかと思っています。

そういった地域との結びつき、また自治会の会長がその1人の青年に向けて、お邪魔をしながら勧誘をするという、そういうことも多くやられているようですから、これはそうなりますと、総連絡協議会とのかかわりも持ちながら、やはり団員の確保をしていく必要性があるのではないかなとそのように思います。

それから、先ほど言ったとおり、今総務省は女性団員をふやしたいという国の考え方で

っていて、今言ったとおり、女性の団員が若い女性を勧誘して、そして組織の一人としてな
っていただいているという点もほかにも事例として多くありました。ですから、それらはぜ
ひ行っていただきたいと思います。

それと、もう一点でありますけれども、３点目の部分で、魅力ある消防団活動という視点
でちょっとお聞きしたいと思います。

先日、秋田県の消防大会で上川原班、見事に能力を出していただいて、残念ながら優勝に
は手が届きませんでした。３位という形で表彰されて、私たちも慰労会に出席し、本当残念
だったね、来年頑張ろうよという話をさせていただいたわけであります。

その中で、ちょっと気になったのは、今使っている小型ポンプ、現在、導入から何年たち
ましたか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） すみません、その経過年数につきましては、今、手元に資料はご
ざいませぬ。

○議長（目時重雄君） ８番議員。

○８番（成田直人君） 今の町長の前の段階で入れていますから、それを考えればもう１２年以
上たっているかなということになるのかなと思いますけれども、そうだとすればということ
になります。

実は、お話をする中で、町民課のほうにも宿題を出しておりますけれども、やはり１０年も
たてば可搬小型ポンプの能力という問題について、相当の開きは出てくるのではないかなと
いう点はあるんじゃないでしょうか。

県大会でことし、そういう最新鋭の小型ポンプを使っている班があったかどうかはちょっ
とわかりませんが、そういう点では、そういう機械を用意することによって、例えば
来年、全国大会がありますから、何といたっても県の段階でこれを優勝の二文字をとらないと
どうにもならないと。今の上川原班見ていて、来年も多分同じような形で頑張っていく班だ
と私は思っていますけれども、じゃ、どこでどうすれば優勝を狙えるのかという視点で今お
話をさせていただきました。

宿題を出させていただきましたが、もし仮に最新鋭の機械を導入した場合、どれだけのお
金がかかるのか、今使っている小型ポンプとの金額の相違ももしわかるようであれば、今お
知らせいただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） 消防団の皆様からもそのようなご意見がありましたので、こちらのほうでまず資機材といいますか、小型ポンプにつきまして、メーカーのほうにちょっとその内容について今調査しているところでございます。

パンフレット上で見ますと、確かにことし優勝しました消防団につきましては、新型の小型ポンプでありましたけれども、現在、上川原班のほうで使用しているポンプ車との大きな違いはないのではないかとというふうに現時点では分析しております。

実際の1位との点差を考えますと、そのタイム差というものも確かにありますけれども、実際に3位に入賞したということからすると、上川原班のほうはいろんな面で優位に立った面もあるんじゃないかと、単純なその資機材の点ではない点でのその審査内容じゃなかったのかなということで、もう少しその点につきましては考えていきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 8番議員。

○8番（成田直人君） 1位になったチームは美郷町です。大変失礼しました。92点。

それから、上川原班は87点ということで、これを差し引きすると5点の差があると。タイム的には4秒ほど上川原班がおくれましたが、それがもしかすればという点は非常に感じていましたので、仮にその最新鋭の機械を使うことによって4kg以上の圧力を上げないままで加圧に到達するとすれば、もうほとんど差はない状態だというふうにも捉えられるなと思っています。

私が言いたいのは、全ての団にこの小型ポンプを配給するとなれば、それは相当のお金がかかるわけでしょうから、多分、今団員からも話があったということであれば、例えば町大会が終わった段階、そして来年も当然3チームの小型ポンプ操法のチームが支部大会に出ますので、この支部大会でたまたま仮に優勝できれば、その段階から今申し上げた最新鋭の機械を使えるような権利を与えてはどうかということで、私も団員の方々と話をしたら、いや、そうしてもらえれば本当にいいなということでしたので、私も公約をした限りにおいてはまずは議会の中でそういう発言をしなくてはいけないという思いから、今こういうことをさせていただいているわけではありますが、どうでしょう、町長、1台だけまずはその最新鋭の機械、これから検証していただいて、有効性があると判断ができるのであれば、そういうものを一つ用意して県大会、もしくは全国大会に向けて使わせるような、そういう取り組みというのは考えられませんか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 私も大会を見ましたけれども、その後ちょっと別な用事で反省会のほ

う出られませんでしたが、そういう話があったとすれば私もちょっと考えていかなきゃいけないのかなとは思っております。

これについても大変歯切れが悪いんですけども、来年に向けまして私らのほうでもちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（成田直人君） ぜひ前向きに具体化していただきたいなと思います。

彼らの思いとすれば、彼らというのは県大会に出場した上川原班の思いとすれば、やはりどうすれば1位をとれるかというのをある意味では疑心暗鬼になっている点も否めないと思っています。それを精神的な面で包括できるような体制を町がとるということは、非常に彼らにとって励みになるのではないかなと思うところからお話をさせていただきました。

また、これは決して上川原班だけに与えられる特権ではありませんので、とにかく支部大会を勝った段階でそのチームに対して、町として最善の協力を果たすということになるわけですから、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

以上のところで、もう質問をする内容はありませんけれども、ただやはり消防団員の不足という点では、いろんな点でみんなが協力し合いながら勧誘をするような体制というのが必要だと思います。町長、もしその点について何か、今、いい考えがあるようでしたらお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 特段今どうのこうのということはないんですけども、まず自分らでできることはやっていかなければならないものと思っております。

そこで、結構地域によっては、班の消防団員がいなくなってしまうということで、班編成も、何ていいますか、統合したりしていかなければならないような話も伺っておりますので、消防団員確保については、各自治会の皆さんにも何とかご協力いただきながらふやしていければなと思っております。

私らも頑張っておりますし、また、町の若い職員についても極力消防、その地域の消防団員となって頑張ってくださいようお願いしているところであります。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（成田直人君） 特にその点は町の三分団を見るとつくづくそれは感じていました。

私も消防団員やっているときは、一分団、二分団、四分団、圧倒的な数の消防隊の中の三分団は、非常に小ぢんまりとした人数しかいなかったわけですが、今、正月の出初めあたり

を康楽館の前で見ると、なぜか三分団のほうが数が多いという点、あれは小型ポンプを運転させるために、班長以下、運転手が小型ポンプを乗せるあの軽自動車走っているということも含めてなのでしょうけれども、三分団よりも数の多い団がないというので、非常に戸惑っている点もあります。

ですから、出初めの関係もそういう点では見直すべきは見直す必要があるのではないかと。あとは今言ったとおり、いろんな形でというか、班自体が今、ほとんど消滅しかけている話もされましたけれども、やはり完全にもう一度持ち回りというものの、班のあり方については特に考え直していく必要があるだろうと、そのように思っております。

その中で、若い団員さんが候補がいらっしゃるようであれば、ぜひそれらに来ていただけるような対応を図っていくということは必要なことでありますので、町としても強力に呼びかけをしていただきたい。

我々も若い方々で地元に残ったそういう10代、20代前半の人たちに対しても、なるべくお声がけをさせていただいて、地元の担当する団に入ってもらえるように努力はしていきたいと思っておりますし、またそれは先ほども言ったとおり、小坂町の全ての中心にある総連協の中でも同じ思いを持たなくてはいけないことではないかということだと思いますので、ぜひ町としても、その辺、強力に呼びかけをしていただきたいと思いますようにお願いをして、私の質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、成田直人君の一般質問を終結いたします。

◇ 宮 信 君

○議長（目時重雄君） 6番、宮信君の登壇を求めます。

〔6番 宮 信君登壇〕

○6番（宮 信君） 6番、宮、議長の発言の許可を得ましたので、これより一般質問をしたいと思っております。

まず初めに、一般質問の前に今の観光の状態、十和田湖を含めて秋田県、青森県ということで、ことしは6月20日から7月10日まで台湾のエバー航空がストを起こしまして、なかなかやっぱり30万人の影響があったということと、また日韓関係の悪化により外国人観光客が少なくなっているこのごろです。

それでも、これから9月、今月開催のラグビーワールドカップ、また来年の東京オリンピック、あとパラリンピック、そして、ことし十和田湖において、来年、十和田湖冬物語が1週間前倒しで、とにかく1週間多い32日間開催されます。これは中国の旧正月にあわせて、旧正月が1月25日から始まります。それにあわせて長くなったと思われます。

これに伴い、十和田市のDMOがまず台湾のほうに誘客のために現地を訪問し、誘客活動をするということです。これも青森台湾便が定期便が、きのう副町長も言っていましたように2便から5便になるということによる部分です。今後、ますます外国人観光客の増加が期待されます。

それでは、1番、宿泊税の導入についてですけれども、宿泊税は地方自治体の条例による制定される地方税と、この部分でなぜここに最初にきたのかというと、今これから質問する部分でこれが導入したほうがいいんじゃないかなという部分でのあれです。

これに関して、まず、町は観光に対して年間どれくらいの予算を計上しているのか。2番として、十和田湖の県境確定後、交付金はどのように使われているのか、また、今後どのように使うのか。3番、入湯税はどのようなものに使われているのか。4番、将来の小坂町観光の展望は。この4点を聞きながら、宿泊税の導入について考えたいと思います。

2番、外国人労働者の受け入れについて。

昨今、とにかく人手不足ということで、もう現状がどこの建設業のほか、製造業、サービス業、農業もありますけれども、いっぱい、小さい飲食店も人手不足のため非常に困っているところがいっぱいあります。

それで質問ですけれども、現在、町に外国人労働者は何人いるのか。あと、町は人手不足の企業、商工業含めて、農業含めて、がどれくらいあるのか把握しているのか。町としては外国人が小坂町で仕事をしたいと思うような施策はあるのかという質問です。

答弁の後、また再質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（目時重雄君） それでは、6番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。
町長。

○町長（細越 満君） 6番、宮信議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、宿泊税の導入についてのお尋ねでございます。

1点目の町の観光関連予算についてご説明いたします。

当年度一般会計当初予算における観光に関する予算は、7款商工費、1項商工費、3目観光費で4,157万円、4目康楽館費で4,159万円、5目鉱山事務所費が1,473万6,000円、7目

小坂鉄道レールパーク費2,086万2,000円、8目広域連携DMO推進費1,154万5,000円、計1億3,030万3,000円を計上しております。

そのほかに、繰越明許費として、和井内地区整備の測量設計等で3,131万6,000円、農林水産業費にヒメマス振興として41万2,000円、土木費に和井内地区伐採造成費として650万円を計上しており、合計で1億6,853万1,000円が本年度の観光振興に関する予算となっております。

2点目の十和田湖の境界確定後の増額となった交付金の使途については、10年間は十和田湖に使うとの約束で、平成21年から平成30年の10年間、十和田湖への財源として年間平均1,000万円強の額を各種事業に充当してまいりました。

具体的には、昨年度実績でひめますブランディング事業に31万2,000円、登山道遊歩道維持管理費58万4,000円、十和田湖冬物語補助金230万8,000円、十和田湖マラソン40万円、和井内エリア整備測量442万8,000円、ふるさとセンター管理費250万円等、合計で1,150万1,000円を十和田湖関連事業へ財源充当しております。

昨年度で10年間の期限が終了いたしました。必要な事業には引き続き財源として活用してまいりたいと考えております。

3点目の入湯税であります。

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設の整備並びに観光の振興及び観光施設の整備に要する費用に充てることを目的として、入湯客に課する目的税でございます。

平成30年度の入湯税は、約710万円の収入となっております。

入湯税の使途については、基本として町全体の環境衛生、消防、観光振興の事業に使用することができますが、特別徴収義務者が十和田湖の施設のみであることから、現状において十和田湖の観光振興に関する各種補助事業等に使用しております。

4点目の将来の観光の展望でございます。

町では、第5次小坂町総合計画をベースにした小坂町観光振興計画を平成29年3月に策定しております。

その内容は、小坂町の基本方針を十和田湖と環境、観光産業による小坂町の観光振興として、観光基盤の整備、情報発信と受け入れ体制の整備など、8つの基本施策を展開することとしております。中でも、近代化産業遺産の活用と十和田湖の振興の2点については、最重要事業として取り組むものとしております。

近代化産業遺産の活用については、近代化産業遺産などを活用した産業観光の深化、観光をテーマとした産業観光の展開、教育旅行や学習観光の誘致を具体的な展開方策として推進施策を進めてまいります。

十和田湖の振興については、十和田湖畔の拠点整備、体験型教育プログラムの整備、湖畔の遊歩道や登山道など回遊機能の整備、十和田湖を眺望できる展望台の環境改善を具体的な展開方策として推進施策を進めてまいります。

いずれにしても、明治百年通りの産業遺産群と十和田湖の2つの柱を広域的な連携をもとにして、観光ルートの磨き上げや新たなコンテンツの開発を進めてまいりたいと考えております。

次に、外国人労働者の受け入れについてのお尋ねでございます。

現在、町にはハローワークを通じて、3社にアジア圏から17人が就労しております。そのほか、十和田湖の宿泊施設にインターンシップとして3人が就労しております。

8月末現在の小坂町での求人状況は、ハローワーク鹿角にフルタイムで6社から8人、パートタイムで2社から2人の求人が出されております。

少子高齢化による就労人口の減少が進行することにより、外国人労働者が増加することは容易に想像されます。外国人労働者の就労については、出入国管理法などの煩雑な手続が必要となっております。そのような状況に対応するため、国や県では専用の相談窓口を設けて対応しております。

町といたしましても、県などと連携しながら対応してまいりたいと考えております。

以上、6番、宮信議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 6番議員。

○6番（宮 信君） ありがとうございました。

やっぱりどうしても結構、観光に関してかなりやっぱりお金が必要だという部分で、これから将来の小坂町の観光の展望という部分で、これからまず十和田湖がいかにお客さんがいっぱい来てもらえるのかを考えた結果、大川岱から子ノ口方面までの遊歩道、または登山道、それをつくる。なぜかという、あそこに県境、湖にも行ってあっちの県境、そこに県境をつくったとき、何か小坂町で何か建てたとか何かありました。何もないですか。

○議長（目時重雄君） 観光課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 県境の決定によつての記念とする標柱やそういったものは建

てておりません。

○議長（目時重雄君） 6 番。

○6 番（宮 信君） やはりそういうところにやっぱり建てて、そこまで歩かせて、そこが県境だよという、子ノ口まで回らせる。これは多分、私、有料でもいいんですよ。今、外国でやっぱり制限して入園させるという、それはまず生態系もですけれども、破壊の最低限は抑えるという部分で、その部分でそうすると結構、外国人のお客さんって歩くの好きなのですよね。

だから、そういうところがあると、結構何日も宿泊したりする可能性があるんで、ぜひそこら辺もうちょっと考えてもらえればうれしいです。

それから、その部分によって、結局、お金が必要なので宿泊税の導入はどうかという考えです。この件に関して、どう思われますか。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） 私から答えさせていただきます。

宿泊税については、現在、東京都、大阪府、京都市、ことし11月からは、倶知安町が宿泊税を導入するというふうに伺っております。

宿泊税につきましては、観光客が多く訪れる地域において、その多く来る観光客等あるいは訪問客等に対応するための施策に充てるための税というふうに伺っております。

小坂町においては、まだまだ観光客が回復していない状況にありますので、まずは観光客の回復に努めて、まずそれらの施策を重点的に行った上での検討になるかというふうに思います。

○議長（目時重雄君） 6 番。

○6 番（宮 信君） 確かに、観光客が多くないと難しい時分はわかります。しかし、県で果たしてその宿泊税を導入するのか、町で導入するのか、これは市町村で決める部分であって、県が決めてしまったら県のほうに持っていかれるんで、なるべくやっぱり町でやっぱりその予算を使いこなす部分で、多分1人1万円以上がまず100円とるところが、いろいろあります。2万円以上が200円とか。それ多分、十和田湖に泊まっている、まず数をまず秋田県側を考えると多分およそ1,000万円近く税収入が入ってくると思います。

これ、十和田市側というか、青森県側を入れるととんでもない金額になるんですけども、そういう部分でそういう何というか、宿泊税を使って、いろんなまず整備とかいろんな部分ができると思うので、今後よろしくお願いします。

あと、外国人労働者の受け入れについてなのですけれども、この間、かづの商工会でまず人手不足に関する実態調査をしました。そこで私聞いたんですけれども、どの企業も人手不足、建設業、製造業、サービス業、そして求人募集しても集まらないという話でした。

それで、人手不足により売上げの低下、まして宿泊業では売りどめ、部屋があいているのに人手不足等の理由に売りどめをする、また予約を断る、そんな施設がふえている状況です。

これは本当に大変なことで、売上げが上がらないという部分になって、非常に皆さん多分、旅館関係は苦しんでいると思います。

そして、今、いろいろ外国人の受け入れについて、いろんなセミナーとかあと無料相談とか、今、いろいろ来ています。来ているんですけれども、まず技能実習生等の受け入れ検討される県内事業者への皆様へということで、これはきょうは秋田市でやっていて、あしが大館市でやっております。

ただ、これも非常に技能実習生の受け入れというのは非常にまだ政府としてもちょっといまいち、何か不安な部分がいっぱいある、何かいろんな法律なのですけれども、それにそこに公益財団法人国際研修協力機構ってあるんですよ。これは J I T C O、この部分が入り込んでくるんですけれども、ここの団体はやっぱり役員のほとんどが天下りというか、そういう方々なんです。

いろんな部分でこういうふうな部分で政治家もいろんな人が入っています。非常に何というか、結局、これで儲けるっておかしいんですけれども、そういう部分が多々あると思うんですよ。今後、やっぱりどうしてもそういう業者、またこれとかわった業者がやっぱり人手不足のためにつけ込んでいくところがいっぱいこれから出てくると思います。

その部分のまず対応としては、非常にうちはやっぱりなかなかほかの小さい飲食店もそういうところもやっぱりわからないでいろんな部分やってしまう可能性あるんですよ。

それで、小坂町としても、こういうまず勉強会とかそういう部分をやらせてもらって、人手不足のまず企業とかそういうのを集めて指導したらいいと思いますので、どうでしょうか。

○議長（目時重雄君） 観光課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 今の外国人労働者ということで、町独自での説明会の開催というご提案でございますが、県などでも今ご紹介ありましてとおり、秋田市や大館市など細やかな対応をしていただいておりますので、そちらのほうへ参加していただくようなご案内で町の対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（目時重雄君） 6 番。

○6 番（宮 信君） わかりました。

とにかく小坂町は鉱山で発展した町で、やっぱり都市鉱山としての魅力をもう少し出しながら、それに観光に結びつける。

あと、それから、結局、康楽館に例えば高速おりて来る場合においても、何か看板が少ないというか、あとメートル先にとにかく、だからふとすると気づかないで通り過ぎてしまう状況があると思うんですよ。だからそこら辺の部分もよく考えて、やっぱり観光に関してもう少し全体的に見渡してもらえればうれしいです。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、6 番、宮信君の一般質問を終結いたします。

お昼に若干早いようでありますけれども、これより昼食休憩に入ります。再開を午後 1 時といたします。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1 時 00 分

◇ 本 田 佳 子 君

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き一般質問を再開します。

3 番、本田佳子君の登壇を求めます。

〔3 番 本田佳子君登壇〕

○3 番（本田佳子君） 3 番、本田、議長の発言許可をいただきましたので、ただいまから順次一般質問を行います。

1 番目に、日本語学校への対応についてでございます。

七滝活性化拠点センター「あ〜いな」が 4 月 6 日にオープンしてから、企業関係の事務所として使用されております。

現在は、花輪ふくし会のほか、まだあいているところがあり、どのように活用されるのかと気になっていたところでありましたが、8 月から日本語学校の拠点として利用されること

が議会にも知らされ、今までの学校だった教室がそのまま生かされた取り組みとして期待をしていたところです。

私の地域にも空き家になった家屋に数名の生徒さんたちがシェアハウスとして生活しており、毎日、古苦竹のバス停から町営バスに乗って通っているにぎやかな様子を見ております。ここ久しく多数の方たちがバス停で待っている姿を見ておりませんでした。少子化で寂しくなった地域がにぎやかになり、活気を取り戻したように感じます。

地域との触れ合いもある中で、これからどのような取り組み活動をされていくのか気になるところであります。そこで質問です。

1点目に、日本語学校の現状をお知らせください。2点目に、町として何か対応等をしているかをお伺いいたします。

続いて、2番目に、観光危機管理の充実についてでございます。

国内に多くの観光地を有する我が国にとって、観光業は主要産業となっております。また、来年は東京五輪・パラリンピックが開かれ、政府は年間の外国人観光客を4,000万人までふやすことを目標とし、観光立国の実現を目指しております。

こうした中であって、昨年9月の台風21号の上陸や北海道胆振東部地震で大きな被害が発生し、関西空港や新千歳空港が一時閉鎖され、札幌市内のホテルではブラックアウトによる停電等で観光客に大きな影響が出ました。

ことしも震度5から6クラスの地震も頻繁に起こっており、つい先日も九州北部大雨があったばかりで、きのうもゲリラ豪雨など、いつどこで災害が起こってもおかしくない状況が続いております。

我が町でも防災対策として、緊急告知ラジオや備蓄品などを準備し、避難場所も指定するなど、地域防災計画で有事の際、いつでも対応できるよう細部にわたって準備されております。

ですが、町の地域防災計画の資料を見る限りでは、地元住民に対しては十分有効だと思いますけれども、特に観光客に対する事項が書かれておらず、まだ準備できていないものと考えます。

観光旅行客が町に訪れているときにも災害は起きるという認識であらゆる事態を想定し、早急に観光の危機管理も充実させることが重要なのではないのでしょうか。

小坂町は観光客が多く、その中でも特に外国人観光客が大半を占めております。また、先ほど質問にあった日本語学校の生徒さんや海外交流のために来町してくる外国人生徒さんな

どに対して、有事の際の避難場所や指示、誘導など、多言語の標識や多言語で危険を知らせることが重要であります。そこで質問です。

1点目に、地域防災計画に観光旅行者に対する支援体制ができているか。2点目に、地域防災計画、外国人観光客への情報伝達に関する事項が整備されているか。3点目に、災害時のホテル業界や旅館組合との協定ができているか。以上の3点について伺います。

町長答弁の後、不明な点については、後ほど再質問させていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） それでは、3番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 3番、本田佳子議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、日本語学校への対応についてのお尋ねであります。

現在、七滝活性化拠点センターに入居している日本語学校は、町が参画している一般社団法人秋田犬ツーリズムの仲立ちにより、オーストラリアに本部を置く「SASUGA GROUP（サスガ・グループ）」により運営されております。

この日本語学校は、本物の日本文化を体験するには田舎においてこそ最良であるとの判断から、当町での開設に至ったものであります。このことから、日本語学校の名称として「AKITA INAKA SCHOOL（アキタ・イナカ・スクール）」としております。

また、七滝活性化拠点センターを視察した際に、2階が学校の教室のままであったことが大変気に入ったとのことでありました。

第1期生は、8月5日から9月1日までの4週間にわたって滞在し、10カ国から24名が参加しております。生活の場として、町内の空き家を改修したシェアハウス3カ所に分かれて生活し、そこから日本語学校に通学する形態となっております。

基本的なカリキュラムは、午前中に日本語の授業を行い、午後や週末に町内や近隣地域での交流や体験活動を行っております。これらの様子は「AKITA INAKA SCHOOL（アキタ・イナカ・スクール）」のホームページやユーチューブ、インスタグラム等で世界に向けて発信されております。

今後の予定であります、第2期生が9月23日から10月13日の3週間、第3期生が10月21日から11月17日の4週間の実施が決定しており、2月ごろの冬期間の実施も検討中とのことであります。

このような事業に対して、町としては、空き家の紹介や地域との仲立ち、物品の調達、近隣地域の情報提供等の支援や相談を行っております。今後も町としてさまざまな場面での支

援を継続し、この事業が円滑に推進されるよう応援してまいりたいと考えております。

次に、観光危機管理の充実についてのお尋ねであります。

1点目の地域防災計画に観光旅行者に対する支援体制ができているかと、2点目の地域防災計画に外国人観光客へ情報伝達に関する事項が整備されているかについてであります。

現在の小坂町地域防災計画は、平成27年3月に改定を行ったものであり、秋田県の地域防災計画を参考に、その都度見直しを図っております。

この計画は、基本的に地域住民を対象として策定しているものでありますが、情報の伝達や避難計画などについては、地域住民と同様に観光客も対象として地域防災計画に記載しております。

外国人を含めた観光客だけに特化した支援体制などについては、現時点では整備しておりませんが、現在、地域防災計画の見直し作業を進めておりますので、この中で秋田県の地域防災計画等を参考に整備してまいります。

なお、昨年の11月3日に実施した小坂町防災訓練においては、外国人観光客からの119番通報に対応するため、鹿角広域行政組合消防本部が導入した多言語通訳サービスを活用した救急対応訓練が披露されております。

次に、3点目の災害時のホテル協会や旅館組合との協定はできているかについてであります。

災害時における観光客等に対しての安否情報や被害状況を速やかに収集できるようにするためには、町やホテル等のお互いの役割を確認しておくことが必要であります。

そのためには、協定の締結は大事であると認識しておりますので、現在、協定を結んでおりませんが、今後、マニュアル等の整備を含めて前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

以上、3番、本田佳子議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 3番議員。

○3番（本田佳子君） ご答弁ありがとうございました。

日本語学校の現状については、いろいろとお伺いし、本当ににぎやかになってよかったなというのと、これからまたどんどん続いていくのかなということで、そういうふうに使っております。

そして、最初に秋田ツーリズムですが、DMOのほうとの関係でこの日本語学校をこちら

のほうに持ってこられたということで、最大限に生かせるその秋田ツーリズムのDMOを生かしたことに關しては高く評価いたしたいと思ひます。

できれば、そういうお互いがうまくいける、そういう体制がこれからどんどんできていけばいいのかなというふうにして感じております。

町として何か対応しているかのところでは、空き家とかあと物品関係、あと相談支援などをしているということで、私もちょっと見させていただいたのですが、小坂町の七夕とか、あと盆踊りとか、あと七滝の運動会とかにも学生さんが一緒に参加されていたのを見て、本当に交流ができてよかったなというふうにして思っております。

地域交流も盛んに行うようにしてござって、それこそ寂しくなつた地域にもにぎやかになつたのではないかと思います。日本語を覚えた日本語の文化に触れて、地域の人たちと親しく触れ合う中で、たくさんのことを知っていただいたことは本当にとても素晴らしいことだと思います。

逆に、地域の方々も外国人との交流の中で、日本語でお話するだけでなく、相手、外国人から現地の言葉を、挨拶、おはようって何て言うのとか、危険なときは何て言うのというふうにして、相手外国人の人から教えていただくようなことをすると、これからは小坂町に外国人観光客が来て尋ねられたときにでも片言でも話せば役に立つのではないかと考えます。長つたらしい文章よりも単語で話したほうがまだわかりやすいと向こうの方は言ひます。

また、活性化拠点センターの中を歩いてみると、学校で使っているほかにもまだあいている部屋がありますが、ちょっとこの話とはかけ離れてしまうかもしれないんですけども、今後どのように使用されるか、もしわかつていたら教えていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 観光課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 七滝活性化拠点センターの使用状況につきましては、全部で9室ありまして、そのうち下3部屋、それと上が3部屋使われております。残り3部屋が2階のほう、現状のところあいているという状況であります。

七滝活性化拠点センターの当初の予定でござひますが、本来は企業立地とか、そういう関係でサテライトオフィスやコワーキングスペースという活用を狙っておりましたが、そういうところに幸ひにも日本語学校の方々に来て、2階の半分を使つていただいているということとあります。

残りの分につきましても、いろいろな企業マッチングイベントなどへの出席をしながら、先ほども申し上げましたサテライトオフィスやコワーキングスペースなどの活用を図る企業

の誘致に努めてまいりたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 3 番議員。

○3 番（本田佳子君） ありがとうございます。

ぜひ活用できればよいなと思っております。

これからまたすぐに生徒さんたちが入ってくるということを伺いました。生徒さんたちにとって、日本の秋田の小坂町が第二のふるさとと思ってもらえるよう、たくさん楽しい思い出をつくっていただけるよう、町民みなんでお手伝いができたらすてきだなと思います。

もしかすると、生徒さんたちの中で、小坂町に住んでみたいと思う方もあらわれるかもしれません。

このように学校の機能を生かした会社とめぐり会ったことはとてもラッキーでありましたが、これからも七滝活性化拠点センターの機能を生かした取り組みができることを希望し、できる限り継続していただきたいと願うところであります。

以上で、日本語学校についての質問を終わります。

続きまして、観光危機管理の充実についての再質問をしたいと思います。

最初に、答弁で地域防災計画の中にこれが載っているというふうに答弁ありましたが、私たちがちょっともらっているものには書いてなかったので、もう一回見直してみたいと思います。

この中で、地域防災計画の外国人観光客の情報伝達に関する事項も、まだ整備されていないということなので、何とか整備していただきたいと思います。

先ほどお話しした中で、私もいろいろ調べたところ、平成26年の10月には国土交通省の観光庁でも訪日外国人の旅行者の安全確保のための手引というものを出しておりました。

その中には、災害時、訪日外国人旅行者の安全を確保し、かつ安心して行動していただくためには、訪日外国人旅行者自身が日本を訪問するに当たって、災害の発生時の行動に関する予備知識を習得していただくことが必要になります。その一方で、訪日外国人旅行者を受け入れる関係者、観光庁、自治体、警察、消防、各事業者、町民等が一体となり、支援の枠組みを構築していくことが重要となりますと記載されております。

内容的には、もう取り組んでいるところもありまして、仙台市では9カ国語の外国人救急医療カードを作成して、医療機関に対応できるようにしているということでした。

いろいろと観光客緊急避難場所や一時滞在施設、情報拠点、公共交通機関、あと帰宅支援とか、そういういろいろな項目がありますけれども、全ての観光客が被害を受けないような

対応をお願いしたいと思います。

それと、また特に十和田湖地区、あと大地の地区においては、災害時の被害によっては孤立してしまうという可能性が高いので、そのときにどうしたらいいのか、その一時滞在の施設として協定を結ばなければ借りられないということもあると思いますので、その中で対応していただきたいと思います。

もし孤立してしまった場合に、十和田湖地区とか大地地区が孤立してしまったときに、どういう対応ができるか、町のほうでははっきりとした体制ができているのかをお伺いいたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 今のご質問、孤立した地区に対する対応についてということですが、けれども、具体的な計画、マニュアル等は現時点では定めておりません。

ただ、大地地区に関しましては、3年ほど前に土砂災害訓練ということで、県と共同で訓練を実施しております。その際、手順等は住民の方にもある程度理解していただきながら進めていた経緯がございますので、町としても今後その辺の対応が十分できるようにマニュアル等は整備してまいりたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 3番議員。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。

ぜひ前向きに検討して、この小坂町の地域防災計画の中にも、観光の危機管理のことも踏まえて充実させていただきたいと思います。

以上で……その前に、早急に、このことについては早急に準備ができなければならないことだと思いますけれども、最後に町長のほうから、これからどういうふうにしてやっていくのかということをお願いします。

○議長（目時重雄君） 町長、どうぞ。

○町長（細越 満君） 先ほど話したように、まず、これからは町としても住民の皆さんともいろんな意見を出し合いながら、また少しでも被害に遭わないようにしていかなきゃいけないと思っていますし、仮に遭ったときには、迅速に人命救助を最優先にしながら進めていかなければならないものと思っています。

○議長（目時重雄君） 3番議員。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。

ぜひ、そのように取り組んでいただけたら、小坂町も安心・安全で観光客もふえるものと

思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、本田佳子君の一般質問を終結いたします。

◇ 小笠原 憲 昭 君

○議長（目時重雄君） 次に、10番、小笠原憲昭君の登壇を求めます。

〔10番 小笠原憲昭君登壇〕

○10番（小笠原憲昭君） 10番、小笠原憲昭、議長の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今回は3項目について、現状を確認をさせていただきながら、私なりの意見、提案を含めまして質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、空き家対策についてお尋ねをいたします。

私の住んでいる町内は80戸ございますが、現在12戸、15%が空き家という状況にございます。

空き家になった理由は種々あるかと思いますが、可能であれば、人口減少の歯どめとしても、この空き家を何とか工夫をしながら有効に活用することができないものかと、常々考えておりました。

私の町内を見ますと、建設年数が相当経過をして、これは解体しなければならないのかなと思われる家が半数、まだまだ手を加えると使用が可能ではないかなと、人が住むことができるのではないかなと思われる家が半数ぐらいというふうに私なりには思っております。

考えてみますと、町全体で空き家戸数は今、どのくらいあるんだろうかと。それを今後、有効に活用することが町としてできないものか。これが定住促進という意味合いにも十分な役割を果たすことがもしかすればできるのではないかと、そんなことを考えながらお尋ねをしたいと思います。

町では、空き家を解体する場合に、一般住宅には15万円、著しく危険な状況にある場合には50万円。かなりの補助制度を設けておりまして、今現在、この利用状況はどうなっておるのか、それから、これは昨年度の実績はもう既にわかっていると思うんですけれども、今年度の上半期では大体どのくらい利用があるのか、その辺もお知らせをいただければというふ

うに思います。

次に、野生動物対策についてお尋ねをしますと、こういう表現をさせていただきましたが、むしろ鳥獣被害防止対策というふうに表現したほうがよかったのかなと、後で私なりにも言葉が足りなかったことは反省しております。

いずれにいたしましても、これらの野生鳥獣によって被害等の状況はどうなっているのか。今後、どのようになっていく傾向にあるのか。また、私たち住民はどう対応して生活をしていけばいいのか。町の基本的小お考えがあるとすればお尋ねをしたいと小思います。

自然環境や生活環境が大変変化してきたのか、近年は種類や数も以前とは相当違ってきたのではないのでしょうか。カラスは別にいたしましても、タヌキ、キツネ、まして熊というものはここ10年ぐらい前までは日常的に目にすることはさほどなかったように私は思っております。

ところが、ここ数年、タヌキ、キツネは私の家の周りにもたくさんおりますし、近隣の市町村では人に危害を加えるほど熊が出没をしているという状況が発生しております。

カラス、タヌキ、キツネ、熊、これらの町内での生息状況はどのようになっているのか、町はどのようにして把握をされているのか、まずお尋ねをいたしたいと小思います。また、これらの鳥獣による農作物等への被害状況がありましたら、それもあわせてお知らせをいたしたいと小思います。

次に、3点目、教育委員会にお尋ねをしたいと小思います。

最近、新聞報道によりますと、文部科学省から学校給食費の取り扱いについては、公会計、つまりは町、市町村等の公の会計をくぐらかして出入りを明確化しないさいと、そのように通達がなされたというふうに私は新聞報道で知りました。

以前から学校給食だけはなぜ別扱いなのかなという疑問はございましたけれども、この際、学校給食のこの公会計化について、教育委員会が今後どのようになさるのか、お尋ねをしたいと小思います。

以上、発言通告書に基づき質問をさせていただきましたので、ご答弁をいただいた後、順次再質問をさせていただきたいと小思います。

○議長（目時重雄君） それでは、10番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 10番、小笠原憲昭議員の一般質問にお答えさせていただきます。

1点目の、空き家対策についてのお尋ねでございます。

町内の空き家の状況につきましては、平成27年10月に秋田県がNPO法人秋田県移住定住総合支援センターに委託して実施した空き家調査にて把握しております。

この調査データは中央地区のみですが、空き家件数は138件で、そのうち居住可能と思われる物件は16件となっております。

空き家対策としては、平成25年4月から、老朽化が著しく倒壊の危険性がある空き家につきましては、その解体費用に対して補助金を交付し、安心・安全な住環境維持を図っております。また、平成30年4月からは、危険空き家には該当しないものの、1年以上使用実績のない空き家につきましても、その解体費用に対して補助金を交付しております。

現在までの補助金を活用しての解体実績は、危険空き家については50件、補助金として2,273万3,000円を、一般空き家については3件、補助金として35万4,000円を交付しております。

危険空き家への補助につきましては、ここ数年減少傾向にあり、今年度は現在まで申請はありません。

また、利活用できる空き家につきましては、新たな居住者への提供を促す空き家情報登録バンク制度があります。これは空き家を提供する方と求める方のマッチングを行う事業で、これまで22件の登録のうち11件において、賃貸、売買及び贈与が成立しております。

町の広報やホームページのほか、毎年、町外の方に固定資産税の納付書を送付する際に、空き家情報登録バンク制度のチラシを同封して、空き家情報の提供を求めているところであります。

空き家等への移住・定住につきましては、そのリフォーム費用についての助成制度も設けております。また、平成27年度には、空き家2棟を移住体験住宅として整備し、町への移住を促す施策も実施しております。

個人所有の空き家を町が直接利活用することについては、その物件の立地条件や建物の状況等を判断し、慎重な対応が必要であると思われます。

また、空き家とはいえ、建家や土地は個人の財産であることから、町がその売買や整備等について直接行うことができませんので、引き続き、これらの施策を所有者等に周知し、空き家の利活用に努めてまいります。

2点目の野生動物対策についてのお尋ねであります。

近年、熊や猿などの野生動物の目撃情報が町にも多数寄せられております。

県では、特定鳥獣管理計画を策定し、野生鳥獣の適正な管理や被害防除対策、個体数管理

についての方針を定めております。

その中で、毎年、ツキノワグマの生息調査を実施し、生息数を発表しております。それによりますと、県全体で3,700頭程度生息していると思われると発表されております。

そこで、県に対して地域ごと、または市町村ごとの推計値について問い合わせたところ、公表していないとのことでありました。また、それ以外の野生鳥獣の生息調査については、実施していないとの回答でありました。

先ほど申し上げましたとおり、野生鳥獣の目撃例が増加していることは事実ではありますが、ツキノワグマを初めとする野生鳥獣の目撃数が増加しているのは、個体数の増加、森林荒廃の進行、結実樹木の豊凶、里山と集落の境界消滅、山間農地の荒廃などの要因が複雑に絡み合い、解決策を導き出すことは困難であると考えております。

町でも、鳥獣被害防止計画を定めて、ツキノワグマの被害防止策や鳥獣被害対策実施隊の設置などの対策指針を定めております。

目撃等の通報については、昨年度50件、今年度は現時点で54件となっており、通報内容は、昨年度ツキノワグマのみでしたが、今年度は、キツネ1件、タヌキ1件、猿1件、カラス1件の通報を含んでおります。

これらの目撃または被害通報に対して、町では必要な限り現地確認を行い、被害予測を立てながら有害駆除捕獲を実施しております。

昨年度の実績は、11件の有害駆除捕獲を許可し、ツキノワグマ14頭を捕獲しております。今年度現時点では、10件の有害駆除捕獲を許可し、ツキノワグマ1頭を捕獲しております。

今後も人身や農林水産に対する被害が発生するおそれが生じた場合には、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

野生鳥獣による農作物の被害額であります。昨年度は養蜂箱の被害が確認されており、被害額は15万円となっております。今年度は、養蜂場の電柵、ブドウ、桃などの被害通報がありますが、被害額は現在算定中であります。

これらの通報のほかに、被害が微少で算定できないもの、または通報のないものがあるため、潜在的にはかなりの被害件数があると考えております。

以上、10番、小笠原憲昭議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長の答弁をお願いいたします。

○教育長（澤口康夫君） 10番、小笠原憲昭議員の一般質問にお答えさせていただきます。

3 点目の給食費の公会計化についてのお尋ねであります。

平成31年 1 月、中央教育審議会は学校における働き方改革に関する総合的な方策についてを答申し、その中で学校給食費や教材費、修学旅行費の学校徴収金については、未納金の督促を含めたその徴収、管理について、基本的には、学校、教師の本来的な業務ではなく学校以外が担うべき業務であり、地方公共団体が担っていくべきであるとし、学校及び教師が担う業務の明確化、適正化についての考え方を示しました。

その内容を受け、8 月 8 日付で学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について、県教育長より通知があったところです。

小坂小学校、中学校の給食費等の徴収は、給食費を含めた学校集金の年間計画をもとに毎月口座振替をして、引き落とし後、給食会計、学級費等の口座に振り分けをし、未納の督促通知の作成を小学校、中学校の事務官がそれぞれ行っております。

引き落としができない場合が毎月何件かありますが、おくれながらも納入されている状況であり、年度を繰り越すような悪質な滞納はありません。

給食費半額助成や教材費の助成により、滞納、未納者が減少しており、学校として徴収困難なケースは現在はないとのことですが、困難なケースが発生した場合は、教育委員会も生活状況を把握し、必要に応じて就学援助の申請などの相談に応じるなど、学校とともに対応していきます。

しかし、今回の答申、国・県の通知の趣旨は、学校における働き方改革を実現するための施策であり、公立学校における学校給食費の徴収、管理に係る教職員の業務負担を軽減することが目的であることから、今後の県、近隣市町村の動向を見ながら、いずれは公会計化に移行していかなければならないものと考えております。

以上、10 番、小笠原憲昭議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 10 番議員。

○10 番（小笠原憲昭君） ご答弁大変ありがとうございました。

では、まず 1 点目の空き家対策についてお尋ねをしたいと思います。

町としては、毎年、この空き家がどうなっているかということの調査は、今現在はなさっておられるものですか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 現在はやっておりません。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） まず、先ほどの町長の答弁ですと、平成21年といますから、相当……

〔「平成27年」と呼ぶ者あり〕

○10番（小笠原憲昭君） 平成27年ですか、はい。

そうしますと、四、五年前という形になるわけですし、やはりいろんな状態で人々の生活は動くと思うんです。家も含め、いろいろな形で人は動いていると、それにいかに早く対応していくかというふうに考えますと、4年も5年も実態を把握しなくて本当にそういう状態でいいんだろうかというふうに私は思います。

そこで、以前にも私は申し上げましたが、町内会長等に行行政協力員とか、そういうふうな形の組織化をしながら、地域がどういう状況にあるのか、地域が抱えている問題はどうかということがあるのかというふうなことを把握できるような組織体をつくったりしたらいかなものかと、私はそうご提案申してきたつもりであります。

ぜひ、この機会にいろいろな角度から町の施策なり、いろいろなことの対応を速やかにしていくためにも、そういう組織化も含めながらご検討されるべきではないのかなと、私はそう考えます。

そこで、先ほど本田議員からもお話がありましたが、日本語学校等の形でシェアハウス、空き家がそういう形で大変うまく使われているケースも出てきたと、これは大変結構なことだろうと思います。

ただ、空き家がどうしてなかなか活用できないのかなとこう考えてみますと、家はあいているけれども、その家の中に中身がたくさん詰まっているのではないかと、私はそう思うんです。

人がいなくなったからって物が何にもなくなってがらんとしている、すぐ誰でも使えるという状態にはどなたもそうはして、空き家にはしておらないだろう。ですから、すぐ使えないと、こういうことがネックになっているのかなと、私なりにそう考えたりもしました。

そこで、使えるような家を今、空き家バンクに登録させる、そして、ご本人の意思でぜひ使っていただきたいというふうなお考えがあるとすれば、そういう方にはお片づけのための助成金を出すというふうな仕組みも考えてみれば、うまく活用することができてるのかなと、私なりにそんなことも考えてみましたが、町長、私の考え方にはどうお考えですか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 確かに、今、空き家になっているところで物がいっぱい入っているという家があるやに聞いております。それは今、後片づけのための助成金というのは、そういう人方のためにはもしかすれば必要なという思いをしておりますので、前向きに考えてみたいと思います。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そんなにこれは多額にかかるものではないと思うんです。

私も家、ほごしてつくりかえた経験ありますけれども、大体片づけるのに処分費がかかるんですけれども、30万円、40万円とそういう類いだと思います。片づけるだけであれば。

ですから、それをその例えば3分の1でも、4分の1でもきっかけづくりをすることによって、その家の整理もきちんとできると私はそう思うんです。いずれ壊すにしても、片づけていかなきゃいけないという問題は必ずついて回るわけですから、そういう導入、きっかけづくりを町がしていくということも私は大事だろうと思いますので、ぜひ、お考えを進めていただきたいというふうに思います。

いずれ町が定住を図っていくために新しく住宅を建設していくということになれば、1戸当たり1,500万円、2,000万円と相当な経費がかかっていくわけです。家賃5万円徴収したって1年間で60万円、10年かかっても600万円しか回収できないと、こういう状況の中で、1戸当たり2,000万円も金かけてつくっていく、これは大変な町にとっては経済負担になっていくわけですから、民活、民間の方がお持ちになっているものを有効に活用するという手だてがあるとすれば、10万円、20万円というのは、私はすごい負担の少ないいい政策転換が図っていけるのではないかと、そう考えますから、ぜひ、ご検討をされたらいかがでしょうかと、こう申し上げたいと思います。

次に、鳥害、鳥獣被害防止対策に関してでございますけれども、ことしは54件の上半期、前半ぐらいでこれだけの件数ということですから、昨年を上回って、やはりいろいろなものが出沒しているというふうに判断されます。

そこで、町内のあちらこちらを見ますと、熊が出沒しますという看板が至るところに立っております。この熊が出沒する注意してくださいと言われて、私どもはどのように注意をしていけばいいのでしょうか。その注意の仕方を教えていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 熊が出沒した場合の注意などは、広報などでも周知を図っておりますが、まず慌てて騒がない、後ずさりするように逃げるなど、そのほかふだん夕暮れ

などを一人で外出しない、また鐘や鈴などで音を出しながら歩くなど、いろいろな注意事項がございます。

まず、基本的には自衛ということの形で出沒した場合については、そういった諸注意の啓発とあわせて出沒情報を近所の自治会を通しながら注意の回覧などを回しておりますので、そういった情報がありましたら、回覧などを参考にしながらひとつ注意していただいて、自衛していただきたいというふうに思っております。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そういうふうに熊を刺激しないように、静かに退避するというようなのですから、そのようにできるかどうかわかりませんが、練習してみたいと思います。

そこで、先ほど本田議員からもお話ありましたけれども、観光客がここは来る町ですので、この熊とかそういうものが今度は観光客に対して危害を加えないのかなという心配も私は持っているわけですが、そういうことに対しては、町はそんな心配はないと、大丈夫だと、そういうふうに言える状態ですか。

○議長（目時重雄君） 産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 観光客だから、一般町民だからというふうな区別はしておりません。いずれ小坂町の中で生活、または通行する方々の安全を守っていききたいなというふうに考えております。

今、議員がおっしゃられたとおり、熊というのは大変危険な野生動物でございますので、あわせて注意を払っていただきたいというふうな広報をやってまいりたいと思いますし、そのためにもいろいろあちこちに出沒注意の看板をやっておるわけでございますので、観光客の方々につきましても、こういうふうな場所だという認識を持っていただきたいなと思っております。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 安心・安全が守られるまちづくりというふうな意味で、安心して小坂町を訪れていただける、喜んで帰っていただけると、そういうまちづくりにご配慮をいただきたいと思います。

次に、これはうわさ話かどうかわかりませんが、イノシシを見たとか、猿がいるのではないかと、こういうふうなことがたまに聞こえてまいりますが、我が町にはそういう実態はございますか。

○議長（目時重雄君） 産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） イノシシにつきましては、私のところには現在のところ、通報来ておりませんが、県内を見ますと、湯沢方面を中心にイノシシがもう住みついているというふうな情報がありまして、先月末にですが、イノシシの捕獲方法についての講習会などを湯沢市のほうでやって、県のほうでやっております。

猿につきましては、数年に1回ぐらいの割合で恐らく北側のほうから超えてくるのかなと思います、たまに離れ猿が来ているというふうなことだろうと思います。

ことしに入りまして、小坂高校の校舎の前のあたりに猿が1匹出没して、それが中小坂、下小坂方面というふうな感じで移動していったというふうな情報は入ってきております。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） いずれにいたしましても、生態系が大分変わってきたというふうな考えられますので、やがてイノシシもこの近辺で、キツネやタヌキのように日常的に目につくような状況が来るのではないかとというふうに思われますから、今からいろいろな先進地を視察されるなりして、対策を立てていかれるべきだろうというふうに思います。

それから、もう一つお尋ねしたいのは、不慮の事故といいますか、そういうものに何か保険がかかっていますよね。私どもも200円だか300円をお金をかけて不慮の事故が発生した場合は保険で保障されるとかというふうな制度が、町からお勧めがあつてたくさん加入していると思うんですけども、これらの熊とかに襲われた場合でもそういう保険とかというのは対象になるものですか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） すみません、確認させてください。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） いつまで待てばいいんですか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） すみません、今、担当に確認させておりますので、ちょっと。

○10番（小笠原憲昭君） では、それ一番最後にしたいと思います。

じゃ、教育委員会さんのほうの3つ目の話に先に、議長、いいですか。飛ばしていいですか。飛ばして質問していいですか。

○議長（目時重雄君） どうぞ。

○10番（小笠原憲昭君） では、議長の許可をいただきましたので、3点目に、教育委員会

さんのほうにお尋ねしたいと思います。

この給食費というのは、材料費の負担というふうになっているものですか。例えば、つくるためには人の手にかかる、それから電気代もかかる、水道代もかかるというふうなもろもろの経費、食器等もあると思うんですけども、これらも給食費の実費にはカウントされているものですか。

○議長（目時重雄君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（上野節子君） 原則、給食費は材料費のみをいただくこととしておりまして、人件費とか光熱費等の経費については、公費で賄うということを原則にしています。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そうしますと、いろんな意味で町の負担というのも当然、あるわけですね。そこで町としては、学校給食の助成事業として、今回の成果報告にもありましたけれども、おおむね680万円、約700万円ぐらい半額助成という金額で負担される。

それから、いろいろな教材費等について、小学校も中学校も相当額負担していると。これらを合わせてみますと、1,100万円ぐらいになっていますよね。

給食費が800万円、700万円ぐらいですから、教材費の負担をやめることによって給食費の完全無料化という方向にも転換できる道もあるのかなんていうふうに考えるわけですが、委員会の基本的な考え方としては、そういうシフトというのは考えておられませんか。

○議長（目時重雄君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（上野節子君） 給食費と教材費の助成は全く趣旨が違うと考えております。給食費に関して、食べる分の負担は相当額やっぱり求めるということにして、教材費については、これは学習支援、環境整備ということで考えています。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） では、さきの町長部局のほうの答弁、先にいただきたいと思えます。

○町民課長（安保明彦君） 確認しましたところ、野生動物によって入院という場合になったときのみ対象になるというふうになっております。

ちなみに、その場合には、1日当たり1,100円という保障になっているということでございます。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そうしますと、確認しますが、熊に襲われて病院に搬送されて入

院したときは対象になると、こう考えていいわけですか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） はい、そのとおりです。

○10番（小笠原憲昭君） 初めて認識をしましたので、ぜひ、今度は入りたいと思います。

では、最後に、教育委員会のほうのご質問で最後にしたいと思いますが、いずれこれは国が文科省がそういう働き方改革ということで、学校のいろいろな煩雑なことはもうやめなさいと、そして、別な形で子供たちに接するなり、いろいろな別な時間をきちんとつくって教育に専念していただきたいと、こういうことだと思うんです。

ですから、これは他の近隣の市町村の取り組みもあると思うんですけれども、できるだけ速やかに国が言うような公会計化に移行するようにご検討をいただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、10番、小笠原憲昭君の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の一般質問は全部終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は9月13日午前10時より再開いたします。

散会 午後 2時03分